

# 冬季の省エネルギー対策について

－ 農林水産省食料産業局 －

28食産第3394号  
平成28年11月21日

一般社団法人日本加工食品卸協会会長 殿

農林水産省食料産業局長



冬季の省エネルギー対策について

平成28年10月28日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において「冬季の省エネルギー対策について」が決定されたことを受けて、農林水産省大臣官房参事官（経理）から、別添（写し）のとおり協力要請がありました。

「冬季の省エネルギーの取組について」では、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって省エネルギーに関する取組を行うことが求められており、貴団体におかれましても、傘下会員企業等に無理のない範囲で省エネルギーに関する取組を行うよう呼びかけをお願いいたします。

## 冬季の省エネルギーの取組について

平成28年10月28日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

近年最終エネルギー消費量は緩やかな減少傾向にあるものの、オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した民生部門（住宅・ビル等）を中心に、更なる省エネルギーの取組が必要である。特に近年、シェールオイルの増産等を背景に、原油価格が下落しているものの、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、中長期的には、化石燃料の市場価格に対する上昇圧力は依然として高いと言える。こうしたエネルギー価格の不安定化は、国民生活全般及び事業者の経済活動に対して、大きな影響を与える要因となっている。特に大半の化石エネルギーを海外からの輸入に依存する我が国においては、エネルギー効率の向上を徹底して進め、エネルギー供給量や価格変動に柔軟に対応できる社会経済を築く必要がある。さらに、世界は地球温暖化という共通の課題に直面しており、この解決に向けて、国内外のエネルギー効率の改善を一層促進することも必要である。

このような状況にあつて、我が国では昨年7月に総合資源エネルギー調査会において「長期エネルギー需給見通し」を決定し、徹底した省エネルギーを推進し、2030年度までに原油換算で5,030万kl程度の省エネルギーを実現することが示された。また、同7月、地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスを2030年度に2013年度比26%減少させるという削減目標を含む、我が国の約束草案を決定した。この「日本の約束草案」や昨年12月に合意されたパリ協定を踏まえ、本年5月13日に「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」が閣議決定され、地球温暖化対策の中でも徹底した省エネルギーの取組を進めていくこととなっている。

これらを実現・達成するためには、行動喚起型の国民運動を実施するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギーの取組を実施する必要がある。本会議では従来から、エネルギーの需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けてきた。2016年度冬季においても、省エネルギーの取組を決定し、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進することとする。

## I. 国民運動の展開

関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、我が国を省エネルギー・低炭素社会に転換していくための取組を展開している。

また、本年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」においても、地球温暖化対策計画の記載事項として地球温暖化対策のための普及啓発等を追加し、普及啓発・国民運動を抜本的に強化することとしている。

省エネルギー・低炭素社会への転換は、我慢を強いることではなく、無駄を省いて快適に生活するというものであり、各分野における省エネルギー行動の変革促進を一層進めるためには、省エネルギーについて一人でも多くの人に効果的に理解してもらうことが必要である。

このような観点を踏まえ、省エネルギーに係る情報提供を行い、具体的な行動に結びつけていくため、下記の取組を進める。

- ・省エネルギーの取組に対する国民各層の理解と協力を得るため、省エネルギー関連の展示会への政府出展や家電製品の省エネルギー性能カタログによる情報発信、WEBシステム「省エネ製品買換えナビゲーション『しんきゅうさん』」の活用による省エネルギー・低炭素型の製品の買換え、省エネルギー月間の広報など、産業、民生（業務・家庭）、運輸の各部門において、きめ細かな情報提供及び普及啓発活動等を実施する。
- ・現在実施している全国的な国民参加型の省エネルギーキャンペーンを継続・拡大強化して実施する。
- ・ウォームビズの実施徹底を促進し、実施率のさらなる引き上げを図る等、国民運動「COOL CHOICE」の推進を通じたライフスタイルの転換を引き続き呼びかけていく。
- ・自治体の庁舎・建築物の省エネルギー改修・建替えを進め、地域の省エネルギーの先進事例として、地域全体への波及効果を含めて地域の省エネルギー化を実現する。
- ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー、省CO<sub>2</sub>対策を提案し、効果的な対策に結びつける「家庭エコ診断」を引き続き実施し、更なる認知度の向上を図る。
- ・徹底した省エネルギーを確実に達成するため、省エネルギー・低炭素型の製品、サービス、ライフスタイルを選ぶ具体的な行動を喚起するための国民運動「COOL CHOICE」を実施し、旧式のものから省エネルギー・低炭素型のものへの切り替えを進めて行く。

## II. 産業界等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界等（関係団体、関係業界、地方公共団体及びNPO等）に対し、事業者及び家庭等に省エネルギーの呼びかけを行うよう、協力を要請する。

その際、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。

### 1. 住宅・ビル等関係について

#### ① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

また、ダイヤモンドリスponsに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム（BEMS・HEMS等）の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。

ビル等においては、万が一電力需給が厳しくなった場合、特にその地域では省エネルギー診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、省エネルギー化を進めること。

#### ② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、省エネ法に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図1]及び国際エネルギースターロゴ[図2]の表示、また、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照1]やスマートライフジャパン推進フォーラムの活動[参照2]を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。

特に、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、照明、電気便座の購入に当たっては、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、統一省エネルギーラベル[図3]による5段階の省エネ性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めるこ

と。消費者による上記取組を促すため、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者（通信販売等を行う事業者も含む）は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁ホームページ（省エネ型製品情報サイト）

<https://seihinjyoho.go.jp/>

[参照2] スマートライフジャパン推進フォーラムホームページ

<http://smart-life-japan.jp/>

[図1] 省エネルギーラベル（例）



[図2] 国際エネルギースターロゴ



[図3] 統一省エネルギーラベル（例）



## 2. 工場・事業場関係について

### ① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施するほか、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価を踏まえ、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げることを実施すること。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。

- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
  - ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。
- なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/)

## ② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

## 3. 運輸関係について

### ① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

### ② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

### ③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車(エコカー)の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

#### ④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

### 4. その他

#### ① ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格（ISO50001）の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ（ISO50001ポータルサイト）  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/iso50001/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/)

#### ② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

#### ③ 地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

### III. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、政府実行計画を踏まえつつ、以下に掲げる事項等を着実に実施することとする。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）」に基づく基本方針等も踏まえることとする。地方公共団体等に対しても同様の取組を行うよう協力を要請する。

#### 1. 設備・機器関係について

##### ① 空調に関すること

- ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ること。
- ・コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努めること。
- ・建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努めること。
- ・冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行すること。

##### ② 照明に関すること

- ・政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めること。
- ・昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図ること。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底すること。
- ・照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底すること。

##### ③ 電気機器等に関すること

- ・現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択すること。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図ること。
- ・庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少

ない機種及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促すこと。

## 2. 自動車関係について

### ① 次世代自動車の導入促進

- ・政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、圧縮天然ガス（CNG）自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めること。2020年度の間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めること。
- ・これらの目標を達成するため、関係府省は、計画的に次世代自動車を導入すること。

### ② 公用車の効率的利用と自転車の積極的利用

- ・通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進すること。
- ・霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」を実施すること。
- ・アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行うこと。
- ・霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進すること。

## 3. 庁舎関係について

### ① 庁舎等の省エネルギー化に向けた対応

- ・建築物を建築する際には、省エネルギーの取組を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備すること。
- ・関係府省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施すること。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うこと。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施すること。
- ・エネルギー管理の徹底を図るため、関係府省において、大規模な庁舎を中心に、

ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組むこと。

- ・バイオマス燃料、都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を図ること。

## ② グリーン庁舎の整備及び調達

建築物の計画から建設、運用、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した「グリーン庁舎」の整備を推進すること。

建築物の設計者を選定する際、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進めること。

## ③ 庁舎のESCO事業導入の検討

地方支分部局を含めた庁舎の省エネルギー化を進めるため、既にグリーン診断や簡易ESCO診断が行われている場合も含め、可能な限りESCO事業の導入を検討すること。なお、検討に当たっては、環境配慮契約法により国庫債務負担行為について1.0年に延長されたことに留意すること。

# 4. 省エネルギーの普及啓発等について

## ① 省エネルギーの普及活動

地域での省エネルギーの普及活動を行い、イベント等を通じて地域の住民等に積極的に省エネルギーの呼びかけを行うこと。

なお、政府が主催するイベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など、省エネルギーに努めるとともに、民間に委託して行う際には、併せて可能な場合にはグリーン電力の活用にも努めること。また、政府が後援等をする民間のイベント、会議等についても、同様の取組が行われるよう促すこと。

また、省エネルギーに関し、国における取組内容等の情報提供を行うこと。

## ② 省エネルギー教育の充実

子供等の若年層が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身に付けられるよう、学習機会や広報の充実を図るとともに、学校、企業等に対し、子供等の若年層が省エネルギーの重要性についての理解を深めることができるような場の提

供等について協力を求めること。

③ 省エネルギー型ライフスタイルの定着

国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図ること。

食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレットや出前講座等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図ること

④ 各府省庁による普及広報活動

各府省庁は、別紙の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

5. その他

① 電気供給契約における環境配慮

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）を定めた上で、上記資格を満足する者の中から落札者を決定する方式（裾切り方式）を活用する等、環境配慮契約法の基本方針を踏まえ契約を締結すること。

② ヒートアイランド対策の推進における連携

ヒートアイランド現象は、地域性が強い問題であり、かつ広範な社会・経済活動と結びついていることから、ヒートアイランド対策の推進においては、地方公共団体、事業者、住民など関係者と十分に連携しながら、対策を進めていくとともに、地球温暖化対策、都市政策、交通政策、エネルギー政策等、関連する分野との連携を図り、地域全体のヒートアイランド軽減に向けて取り組むこと。

③ エネルギー使用量の把握及び職員の意識向上

フロア等の空調、照明等のエネルギー使用量を適切に把握し、エネルギー使用機器を最適に制御するため、BEMSの導入・活用を検討するとともに、把握したエネルギー使用量を、エネルギーの使用者である職員向けに適切な形で公開するなどして、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。

以上の政府としての取組の措置を講ずることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（11月～3月）比で削減するように努めること。

## ○ 冬季の省エネに関する各府省庁の普及広報活動

省庁	実施する普及広報活動
内閣官房	1. 「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネの普及促進を図る。
内閣法制局	1. 「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)について、職員に対し周知することにより、省エネの普及促進を図る。
内閣府	1. 政府広報を通じ、冬の省エネの普及広報活動を行う。 2. ホームページ掲載を通じ、省エネの普及促進を図る。 3. 関係団体に対し、冬季の省エネ対策の一層の推進について要請する。
消費者庁	1. 省エネの普及促進や、消費生活に関する情報発信の際に省エネの趣旨・意義が反映されることを図るため、「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)について、庁内等に周知する。
総務省	1. 情報通信産業の関係団体等に対し、テレワーク等の情報通信技術を活用した交通代替や自動車交通の円滑化、物流の効率化など省エネに資する情報通信利用の普及に努めるとともに、省エネの一層の周知徹底を図るよう要請する。 2. 道路交通情報のきめ細かな収集と適切な提供等により交通流の円滑化を図り、省エネを実践するため、3メディア対応型VICS対応車載機の普及促進を図る。 3. 「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局等に対し、周知することにより、省エネの普及促進を図る。
法務省	1. 本省内、地方支分部局等に対し「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知徹底を図るとともに、本省内のポスター掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネの普及促進を図る。
外務省	1. 本省内、関係団体等に対し「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)の重要性及び推進の周知徹底を図るとともに、本省内の掲示、ホームページ掲載等を通じ、省エネの普及促進を図る。
財務省	1. 「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)について、本省内、地方支分部局及び関係団体等に対し、周知することにより、省エネの普及促進を図る。
文部科学省	1. 教育委員会及び関係機関等に対し、「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)の推進に努めるよう周知することにより、普及促進を図る。 2. 「冬季の省エネの取組について」(連絡会議決定)、学校施設における省エネ対策について(教職員向け)等及び学校における省エネ度を知ることができるチェック項目のホームページ掲載を通じ、省エネの普及促進を図る。

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
厚生労働省	<p>1. 本省内及び地方支分部局への周知をはじめ、「省エネ総点検の日」に向けて、関係団体等を通じ、省エネルギーの周知に努め、また、普及広報活動も含め協力を依頼する。</p> <p>2. 建築物環境衛生管理技術者講習会において、ビルの管理業務における省エネルギー対策に関する講義を行う。</p>
農林水産省	<p>1. 農林漁業者等に対し、パンフレットの配布やインターネットによる情報提供、関係団体等を通じて、農林水産業、食品関連産業における省エネルギー対策について普及広報を行う。</p> <p>2. 農業者等に対して、施設園芸の省エネルギー生産管理の実践及び農業機械の省エネルギー利用の推進について普及啓発活動を行う。</p> <p>3. 漁業者等に対して、漁船の経済速度での運行、機関の適正な保守点検等の省エネルギー対策について、インターネットによる情報提供等を通じて普及促進活動を行う。</p>
経済産業省	<p>1. 本省及び地方経済産業局等においてパンフレット配布、ホームページ掲載、イベント等を通じ、省エネルギーの普及促進を図るとともに、関係団体等を通じ省エネルギーの周知徹底を図るよう要請する。</p> <p>2. 民間団体等を通じて、</p> <p>(1) 機器のエネルギー消費効率等をわかりやすく一般消費者に示す「省エネ性能カタログ」を作成・配布する。</p> <p>(2) エコドライブの実践方法を広く情報提供する。</p> <p>(3) その他、新聞広報、ホームページ、インターネット等による省エネルギー広報の強化を図る。</p> <p>3. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。</p>
国土交通省	<p>1. (一財) 建築環境・省エネルギー機構等を通じ、省エネルギー基準やその計算方法等に関する講習会を開催するとともに、建築物の総合的な環境性能を評価できる仕組みであるCASEEの普及を図る。</p> <p>2. 鉄道事業者に対し、省エネルギーに関するポスターを掲示する等広報に努めるよう要請する。</p> <p>3. ホームページ掲載等により、ガソリン自動車の燃費一覧の情報提供を行う。</p> <p>4. グリーン物流パートナーシップ会議の活動を通じ、物流の効率化等の取組みの普及・拡大を呼びかける。</p> <p>5. 運輸事業者のグリーン経営(環境負荷の少ない事業経営)推進のための「グリーン経営推進マニュアル」(自動車、海事及び倉庫関係事業者向け)の配布、講習会の開催等を行う。</p> <p>6. 交通渋滞の軽減に資するシステムとして、全国の高速度路上で開始されたETC2.0サービス等の普及促進を図る。</p>

省 庁	実 施 す る 普 及 広 報 活 動
環 境 省	<p>1. 関係省庁をはじめ様々な企業・団体・自治体等と連携しながら、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルなどを賢く選択する国民運動「COOL CHOICE」を推進する。</p> <p>2. 省エネルギー・省CO<sub>2</sub>につながる新しいライフスタイルへの転換や省エネルギー効果の高い製品への買換えなどを呼び掛ける。</p> <p>3. 11月1日から3月31日までの間、政府はもとより、自治体、民間企業、各家庭に対して、「ウォームビス」の実践の呼びかけを実施し、政府自治体においては19℃、民間においては20℃の室温を目途にした、適切な暖房使用を普及する。</p>
警 察 庁	<p>1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、都道府県警察、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</p> <p>2. 交通需要マネジメント施策等、省エネルギーに資する施策推進の普及広報に努める。</p> <p>3. 燃料消費量及び二酸化炭素排出量削減の観点から、エコドライブの広報啓発を促進する。</p>
防 衛 省	<p>1. 本省及び地方支分部局に対し「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）の資料を配布し、その重要性及び省エネルギーの意義を周知徹底するとともに、ポスター、貼り紙の掲示等、省エネルギー対策の普及を図る。</p> <p>2. 当省の省エネルギー対策等について省OA掲示板に掲載することにより、職員に対し周知を図る。</p> <p>3. 庁舎内に設定温度等のポスターを掲示することにより省エネルギー対策を周知する。</p>
金 融 庁	<p>1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内、関係団体等に対し周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</p>
復 興 庁	<p>1. 「冬季の省エネルギーの取組について」（連絡会議決定）について、本庁内及び各復興局等に対し、周知することにより、省エネルギーの普及促進を図る。</p>

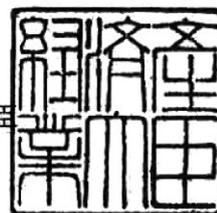
# 下請取引の適正化について

－ 公正取引委員会 －

20161024 中第 1 号  
公取企第 122 号  
平成 28 年 11 月 25 日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



## 下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）違反行為への厳正な対処を行うとともに、同法の普及啓発を行っております。

我が国中小企業の業況は、持ち直しの動きを示しておりますが、製造業を中心に依然として厳しい収益状況にあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生じることのないよう、別紙の記載事項について、所属事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）が、平成 25 年 10 月 1 日から施行されています。貴団体におかれましては、所属事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう周知徹底していただくよう併せて強く要請いたします。

(別紙)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 親事業者の義務

- (1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務
  - ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
  - ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）
- (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務
  - ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
  - ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

#### 2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

- (1) 受領拒否の禁止
  - ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
  - ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）  
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額の禁止

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。  
(下請法第4条第1項第3号)  
(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)  
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
  - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。
  - － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品禁止

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

(5) 買いたたきの禁止

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)  
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
  - － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
  - － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/pointkaisetsu.pdf>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/151102pointkaisetsu.pdf>

- (6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)
- (7) 報復措置の禁止
- 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)
- 手形サイトは、原則として、120日以内（繊維業にあつては90日以内）とすることとされている。(通達：41公取下第169号及び第233号、41企庁第339号及び第467号)
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

## 国内食品メーカー4社、物流事業の合併会社発足に合意 ～食品物流の諸課題に対し、更なる食品メーカー協働の取り組みを推進～

味の素株式会社（社長：西井孝明 本社：東京都中央区）、カゴメ株式会社（社長：寺田直行 本社：愛知県名古屋市中区）、日清フーズ株式会社（社長：岩崎浩一 本社：東京都千代田区）、ハウス食品グループ本社株式会社（社長：浦上博史 本社：東京都千代田区）（以上五十音順）の食品メーカー4社は、2017年3月の北海道エリア、2017年4月の九州エリアにおける物流事業の合併会社発足に関する契約を本日、締結しました。北海道エリアに続き、2018年の九州エリアでの共同物流体制の構築を目指し、さらに、2019年の物流子会社の統合も視野に入れた全国展開の検討を始めます。

食品物流を取り巻く環境は、トラックドライバー不足、物流コストの上昇、CO2削減をはじめとする環境保全への対応等、多くの課題を抱えています。食品メーカー4社と日清オイリオグループ株式会社、株式会社 Mizkanは、2015年2月、効率的で安定的な物流体制の実現を目的として、“食品企業物流プラットフォーム（F-LINE®）\*1”の構築に合意し\*2、以降、参加メーカーによる協議体（F-LINEプロジェクト）で物流戦略を策定し、これまでに関東・関西間の中距離幹線輸送再構築\*3（2016年3月）や北海道エリアの共同配送\*4（2016年4月）の取り組みを進めてきました。

更なる協働の取り組みの推進に向けて、食品メーカー4社は、各社の物流企画立案機能の統合による食品物流の諸課題に対する取り組みの迅速な意思決定とトラックドライバーや物流センターなどの物流資産の共有による一層の物流体制の効率化を目指し、F-LINEプロジェクトが策定する物流戦略を実現する合併会社の発足に合意しました。食品メーカー4社は、2017年3月に味の素物流株式会社100%子会社の北海道エース物流株式会社の全株式を均等に取得し、“F-LINE株式会社”に商号を変更します。F-LINE株式会社は、2017年4月に味の素物流株式会社100%子会社の九州エース物流株式会社の全株式を取得し、“九州F-LINE株式会社”として、北海道エリアに続き、2018年の九州エリアでの共同物流体制の構築を目指します。

今後、食品メーカー4社は2019年の物流子会社の統合も視野に入れた全国展開の検討を開始するとともに、引き続きF-LINEプロジェクト参加メーカー6社で連携し、物流の諸課題解決に向けて既存の枠組みを超えた協働体制のもと“食品企業物流プラットフォーム”を構築し、持続可能な物流体制の実現を目指します。

<F-LINE(株)、九州F-LINE(株) 発足スキーム>

